

企業年金連合会 共同運用事業実施細則

制定 平成28年 6月27日

改定 令和 3年 1月 7日

(総則)

第1条 共同運用事業運営規程（以下「運営規程」という。）第16条の規定による共同運用事業の実施に必要な事項は、この細則の定めるところによる。

2 運営規程第1条の規定は、この細則に規定する用語について準用する。

(加入の決定)

第2条 年金基金等は、共同運用事業への加入にあたり、連合会に対し共同運用事業の事業内容及び運用方針等に係る説明資料の交付を請求し、当該資料の内容を理解し当該年金基金等の運用方針等との適合性について確認した上で、各年金基金等の責任と判断において加入を決定するものとする。

2 前項の加入決定に際し、年金基金等は、手続きの方法、拠出額、日程、その他必要な事項について、事前に連合会と確認を行った上で、共同運用事業への加入を決定するものとする。

(加入申込)

第3条 運営規程第3条により、年金基金等が共同運用事業の加入を申込むときは、連合会が指定する申込書及び同意書に、規約変更が適正に行われたことを証する書面又はその写し、同意調印済み信託契約書、及びその他連合会が指定する書類を添えて、連合会に提出するものとする。

(加入日)

第4条 年金基金等は、共同運用事業加入に係る規約の変更、前条に基づく加入申込書の提出、運営規程第4条第1項に定める信託契約の締結及び拠出金の拠出の全てが完了した日に共同運用事業に加入する。

(移受管通知)

第5条 拠出金又は交付金に係る資産の移受管は、事業加入年金基金等がその規約に定めるところにより決定した金額について、移受管通知書に基づき行うものとする。

2 当該事業加入年金基金等は、前項の移受管通知書を移受管実行日の1か月前までに、総幹事会社、副幹事会社（総幹事会社と異なる業態の金融機関の取りまとめを行う受託機関）を置いている場合は副幹事会社、移管元又は受管先の受託機

関及び連合会に通知するものとする。

(交付額の調整)

第6条 共同運用事業資産の一部交付について、前条に定める事業加入年金基金等による移受管通知書の送付の後、交付日（移受管実行日）までの間に、市場の変動等により共同運用事業資産の額が減少し、移受管通知書の額を下回った場合、連合会は交付額を調整して交付することとする。

2 連合会は、前項の規定に基づき交付額を調整した場合、直ちに当該事業加入年金基金等に調整後の交付額を連絡するものとする。

(移受管実行日)

第7条 拠出金の移受管実行日は、原則として毎月末最終営業日の5営業日前とする。

2 交付金（共同運用事業資産の一部交付）の移受管実行日は、原則として毎月第1営業日とする。

3 脱退による交付金（全額交付）の移受管実行日は、原則として運営規程第5条第3項による清算事務の終了の翌営業日とする。

(制度変更による共同運用事業資産の移管)

第8条 運営規程第6条第4項に定める共同運用事業資産の移管のうち、制度又は基金の分割による移管は、分割後のいずれか一つの基金又は制度に共同運用事業資産の全てを移管する場合に限り行うことができるものとする。

(報告内容)

第9条 連合会は、運営規程第13条に定める報告書（月次運用状況報告書）に、当該事業加入年金基金等の有する共同運用事業資産の時価残高、資産構成割合、運用収益率等について記載の上、翌月末日までに当該事業加入年金基金等に提出する。

2 連合会は、各事業加入年金基金等の決算期末を基準として、決算及び事業報告書又は業務報告書に係る共同運用事業の内訳に関する報告書を各事業加入年金基金等に提出する。

(説明会)

第10条 連合会は、事業加入年金基金等に対し、共同運用事業の運用状況及び実施状況に関する合同説明会を年1回以上開催する。

(厚生労働大臣への報告)

第11条 連合会は、運営規程第14条第3項の規定に基づき、共同運用事業の実施

状況について、厚生労働大臣に報告を行うものとする。

- 2 連合会は、運営規程及びこの細則に変更があった場合、厚生労働大臣へ届け出るものとする。

(事業の実施状況の開示)

第12条 連合会は、共同運用事業の実施状況について、ホームページ等を通じて開示する。

- 2 前項の開示にあたり、連合会は、運営規程第14条第2項の規定を順守し、開示する内容は、統計処理された情報のみとし、事業加入年金基金等の個別の情報は開示しないものとする。

(運用の責任)

第13条 共同運用事業において、連合会は、事業加入年金基金等に対し、利回保証又は元本保証を行わないものとする。

- 2 連合会は、連合会規約第85条の7の規定を順守し、事業加入年金基金等に対し損失補填を行わないものとする。

附則

この細則は、共同運用事業の認可の日（平成28年6月27日）から施行する。

この細則は、令和3年1月7日から施行する。